

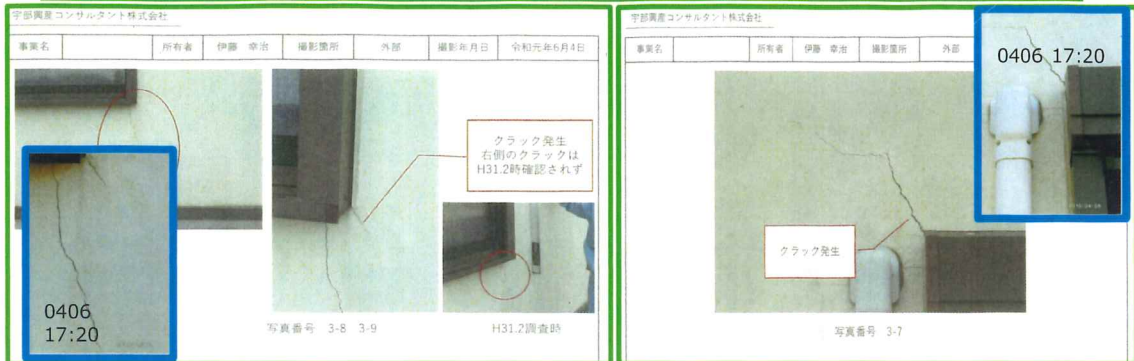
2018 ~ 2019

家屋 (伊藤)

古洞 (採石協会)

道路 (県土木)

③ 宇部土木が採石協会に提示した山口県の調査結果より



③ 令和元年6月に2月撮影時に無いクラックが発生
→ それは「古洞の崩壊」による地盤沈下によるものであると宇部土木は主張

・しかし、私達は4月6日の17:20に家屋に新たなクラックが発生し撮影
工事作業後に父に家屋をチェック →→ 道路工事によりクラックが発生

2021 これまでの経緯 話し合い結果

伊藤

04月
23日

山口県採石協会

- 山口県採石協会 - 4月23日
 ・ほぼ、これまで通り。お互いの主張する内容に特に齟齬は無かった
 - 宇部土木 - 5月21日
 ① 道路に関する地区説明時 (家屋は築10年経過)、地図上で家屋は「田」のままで、担当者がその場で確認され驚かれる
 → 後日、実家に謝罪と契約書の署名のため来られ、その際に、家屋の補償を私共は書面を渡し、かつ口頭でも強くお願い
 (Q&Aの回答: 契約書以外は、事実関係を確認できなかった)
 ② 唐突に、工事再開の際に新たな再契約締結を打診される
 → 併せて、その場で回答を求められる
 ※家屋の傾斜に責任はないので、これまでの契約は破棄
 それに対して、私達は 2019.04.06 家屋付近の側道工事中に強い振動を感じ、家屋に新たなクラックが発生した写真を提出。それでも、道路側の責任は0であると言えるのか?と会議で質問。
 (宇部土木側の会議内の回答)
 道路側の責任が0ではないと複数修正コメントをされる。しかし、「県の決定が覆ることはない」とはっきりと何度も何度も明言
 ボイスレコーダより議事録を作成し6/2に提出済、再考を伝えた

05月
21日

宇部土木 (県土木)

・特定鉱害認定の基準3つで効用阻害を決める
 ①床の傾斜、②柱の傾斜、③家屋地表面の陥没
 ①、②は当該家屋は認定基準を満たしている
山口県独自の基準: 「地表面に陥没 (明確な穴) があること」が前提で、他県にあるような「浅所陥没」の文言は山口県には無い。
 → 現時点で地表面に穴が認められない
 ※ただし、「家屋の建築構造上、穴は開かない」
 ・道路工事は基準に従って行っているため責任は0
 → 家屋の傾斜は「古洞があること」が原因と主張
 ・ボーリング調査: 家屋下に2層の石炭採跡跡確認
 特に上層は非常に浅い箇所にあることが確認
 ※しかし、家屋が強固なため「陥没」には至らない
 ・今後、採石協会と協議して傾斜の原因を回答する

家屋で健康的に日常生活をおくることが不可能なことは、3者とも同意している
尚、宇部土木は05月21日の会議で言っていた事項である以下の2つ
(責任は0ではない、採石協会と協議して回答する) について、後日、完全否定